

三学期制へ移行した場合の課題の整理

1 授業時数の確保について

三学期制の場合、小学校で4時間程度、中学校で10時間程度の授業時数減となる。

平成26年度の授業日数に基づき、小学校6年生および中学校2年生における授業時数の確保についてシミュレーションしたところ、以下のとおりとなった。

(1) 小学校6年生

| 条 件    |          | 年間授業時数 | 標準時数との差 |
|--------|----------|--------|---------|
| 標準時数   |          | 980    |         |
| 二学期制   | 土曜授業年間8回 | 1163   | +183    |
| 三学期制   | 土曜授業年間8回 | 1159   | +179    |
| 授業時数の差 |          | 4      |         |

・授業時数の差…2学期の始業式および終業式の追加による4時間

(2) 中学校2年生

| 条 件    |          | 年間授業時数 | 標準時数との差 |
|--------|----------|--------|---------|
| 標準時数   |          | 1015   |         |
| 二学期制   | 土曜授業年間8回 | 1185   | +170    |
| 三学期制   | 土曜授業年間8回 | 1175   | +160    |
| 授業時数の差 |          | 10     |         |

・授業時数の差…2学期終業式および3学期始業式の追加による4時間および定期考査による6時間

(3) 授業時数の確保の考え方

土曜授業（年間8回）を実施することにより、年間24～32時間程度の授業時数の確保が見込まれる。また、学習指導要領における年間の授業週数は、年間35週以上にわたって計画するよう示されており、年間の総授業時数についても年間35週を基に設定している。平成25年度における区内小中学校の年間授業週数は、小中ともに44週であり、授業時数については、余剰時数も含めて確保している。したがって、三学期制に移行したとしても、十分な授業時数を確保することができる。

2 学びの連続性の確保について

長期休業中の学習目標を明確にし、学習の意欲を持続させる必要がある。通知表の提示とともに、夏季学習補充教室や面談などを通して、学習意欲の向上を図る手だてが必要である。

3 きめ細かな指導と評価の充実について

3学期は授業日数が少なく、年間授業時数の少ない実技教科において評価材料が少ない。3学期は、年間を通した評価とするなどの工夫が求められる。

4 子供と教師が向き合う時間的ゆとりの確保

学校行事の実施の在り方について

長期休業前に移動教室などの学校行事や校内研究会等の実施は困難になる。行事の精選や校内研究会等の年間計画を見直していく必要がある。

5 小中学校が別々に学期制を導入する場合について

小中学校を別々にした場合、教員の業務のリズムが異なり、小中合同の研究会の実施や小中学校の児童生徒の交流などが困難となり、小中一貫教育の推進に支障を来す可能性がある。

【二学期制】

| 1 学期 |         |         |     |         |      | 2 学期         |      |         |         |      |                  |      |
|------|---------|---------|-----|---------|------|--------------|------|---------|---------|------|------------------|------|
| 4 月  | 5 月     | 6 月     | 7 月 | 8 月     | 9 月  | 10 月         | 11 月 | 12 月    | 1 月     | 2 月  | 3 月              |      |
| 春季休業 | 始業式・入学式 | 行事等実施可能 |     | 授業研究・交流 | 夏季休業 | 終業式<br>通知表作成 | 始業式  | 行事等実施可能 | 授業研究・交流 | 冬季休業 | 修了式・卒業式<br>通知表作成 | 春季休業 |

【三学期制】

| 1 学期 |         |         |         | 2 学期         |      |      |         | 3 学期    |              |      |     |                  |      |
|------|---------|---------|---------|--------------|------|------|---------|---------|--------------|------|-----|------------------|------|
| 4 月  | 5 月     | 6 月     | 7 月     | 8 月          | 9 月  | 10 月 | 11 月    | 12 月    | 1 月          | 2 月  | 3 月 |                  |      |
| 春季休業 | 始業式・入学式 | 行事等実施可能 | 授業研究・交流 | 終業式<br>通知表作成 | 夏季休業 | 始業式  | 行事等実施可能 | 授業研究・交流 | 終業式<br>通知表作成 | 冬季休業 | 始業式 | 修了式・卒業式<br>通知表作成 | 春季休業 |

6 三学期制の在り方について

三学期制へ移行することが決定した場合、校長、副校長、教員の代表等で構成する三学期制移行のための検討委員会を設置し、二学期制の成果を生かした新たな三学期制の在り方について検討を進める必要がある。

<答申より>

三学期制移行後も、学習指導要領の趣旨を踏まえるとともに、学びの連続性と学習意欲の維持や、きめ細かな指導と評価の充実といった二学期制の成果を生かした新たな三学期制を構築し、その在り方を検証していく必要があると考える。

#### 7 三学期制への移行時期について

次の学習指導要領の改訂に向け、全面実施以前に新たな学期制に合わせた教育課程の編成を実施する必要がある。

二学期制の導入にあっては、新制度であったことから、研究校を指定しその成果と課題を見極めた上で、学校現場に混乱をきたさないために5年間という時間をかけてきた。一方、三学期制は現在まで多くの区市に定着してきていることから、研究校を指定してまでの期間を置く必要があるかどうか検討する必要がある。

<答申より>

現在の二学期制の導入にあっては、学校現場に混乱をきたさないために5年間という時間をかけてきたことから、三学期制の導入に当たっても、児童・生徒や保護者に混乱をきたすことのないよう移行時期に配慮する必要がある。